

平成 25 年度

長野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員

26 監査第 82 号
平成 26 年 9 月 2 日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	2
第 3 審査の方法	2
第 4 審査の結果	2
1 総合意見	2
2 個別意見	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
審査資料	9

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象	15
第 2 審査の期間	15
第 3 審査の方法	15
第 4 審査の結果	15
1 総合意見	15
2 個別意見	16
審査資料	17
参考資料	23

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般 会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓						
	一般会計等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計										
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計										
		授産施設特別会計										
公営 事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計		↑ 資金不足比率(※) ↓	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓					
		介護保険特別会計										
		後期高齢者医療特別会計										
		駐車場事業特別会計										
	公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業)	法適用企業					産業団地事業会計	↑ 資金不足比率(※) ↓	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
								水道事業会計				
								下水道事業会計				
			用法非業適					病院事業会計				
								戸隠観光施設事業会計				
								飯綱高原スキー場事業特別会計				
		鬼無里大岡観光施設事業特別会計										
一 組 合 事 務	須高行政事務組合／北信保健衛生施設組合／千曲衛生施設組合／長水部分林組合／長野県市町村自治振興組合											
広 域 連 合	長野広域連合／長野県後期高齢者医療広域連合／長野県地方税滞納整理機構											
第 三 セ ク タ ー 等	地方公社	長野市土地開発公社										
	第三セクター等	長野市が損失補償をしている場合に、算定に含める。 (平成25年度は該当なし)										

(※) 資金不足比率は公営企業会計ごとに算出する。

なお、資金不足比率審査意見については、15 ページから記載している。

第2 審査の期間

平成26年6月27日から8月25日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	H25-24年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲2.11%)	— (▲1.09%)	— (▲2.25%)	— (▲2.90%)	— (▲2.16%)	△1.02	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲24.45%)	— (▲21.66%)	— (▲20.87%)	— (▲18.94%)	— (▲16.86%)	△2.79	16.25%	30%
実質公債費比率	8.1%	10.1%	11.0%	11.9%	12.5%	△2.0	25%	35%
将来負担比率	19.9%	24.9%	24.2%	35.6%	55.3%	△5.0	350%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

平成 25 年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名		実質収支額		対前年度 増 減
		平成25年度	平成24年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	1,918,173	970,191	947,982
	一般会計等に属する特別会計 住宅新築資金等貸付事業特別会計	210	118	92
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0
	授産施設特別会計	74	93	△ 19
合 計 ①		1,918,457	970,402	948,055
標 準 財 政 規 模 ②		90,677,945	88,924,514	1,753,431
実質赤字比率 (①/②) (※)		— (▲2.11)	— (▲1.09)	△1.02ポイント

(※) 実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で表示した。

※ 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の実質収支額は、前年度に比較して9億4,805万円余増加し、19億1,845万円余の黒字となった。

実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は、「—」で表示されている。

(2) 連結実質赤字比率

平成25年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会計名	連結実質収支額		対前年度 増減	
	平成25年度	平成24年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	1,918,173	970,191	947,982	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	210	118	92	
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	74	93	△19	
小 計	1,918,457	970,402	948,055	
一般会計等以外の特別会計のうち公営 企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	1,215,554	1,176,419	39,135	
駐車場事業特別会計	11	10	1	
介護保険特別会計	164,830	102,713	62,117	
後期高齢者医療特別会計	3,180	12,342	△9,162	
小 計	1,383,575	1,291,484	92,091	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	水道事業会計	7,649,231	6,218,378	1,430,853
	下水道事業会計	6,775,609	6,953,421	△177,812
	病院事業会計	4,429,050	3,826,766	602,284
	戸隠観光施設事業会計	14,995	2,891	12,104
	産業団地事業会計(宅地造成事業)	0	0	0
	小 計	18,868,885	17,001,456	1,867,429
法 非 適 用 企 業	飯網高原スキー場事業特別会計	198	208	△10
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	261	264	△3
	小 計	459	472	△13
合 計 ①	22,171,376	19,263,814	2,907,562	
標準財政規模 ②	90,677,945	88,924,514	1,753,431	
連結実質赤字比率(①/②) (※)	— (▲24.45)	— (▲21.66)	△2.79ポイント	

(※) 連結実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で表示した。

※ 連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left(\begin{array}{l} \text{＜算式＞} \\ \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ \text{(臨時財政対策債を含む)} \end{array} \right)$$

当年度における連結実質収支額は、前年度に比較して29億756万円余増加し、221億7,137万円余の黒字となった。

これは主に、公営企業会計（法適用企業）の資金剰余額が18億6,742万円余増加したことによるものである。

連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は、「－」で表示されている。

（3）実質公債費比率

平成25年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

	単年度			3か年平均		増減 (ポイント) ①－②
	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成23年度から 平成25年度 ①	平成22年度から 平成24年度 ②	
実質公債費比率	5.4%	9.0%	9.9%	8.1%	10.1%	△2.0

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均である。

(単位 千円)

項目	単年度		対前年度増減
	平成25年度	平成24年度	
地方債の元利償還金 ①	18,150,192	19,543,600	△1,393,408
準元利償還金 ②	6,241,478	6,168,967	72,511
特定財源 ③	4,153,084	3,980,285	172,799
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	16,151,301	15,017,595	1,133,706
(①+②)－(③+④) A	4,087,285	6,714,687	△2,627,402
標準財政規模 ⑤	90,677,945	88,924,514	1,753,431
⑤－④ B	74,526,644	73,906,919	619,725
実質公債費比率(単年度) A / B	5.4%	9.0%	△3.6ポイント

<算式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

単年度の実質公債費比率をみると、当年度は5.4%で、前年度に比較して3.6ポイント低下（改善）している。これは主に、一般会計等が負担する地方債の元利償還金が前年度に比較して、13億9,340万円余減少したことによるものである。

平成23年度から平成25年度までの3か年平均による実質公債費比率は8.1%で、平成22年度から平成24年度までの3か年平均に比較して、2.0ポイント低下（改善）しており、早期健全化基準の25%を下回っている。

（４）将来負担比率

平成25年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度 増減
将来負担額 ①	232,413,613	235,774,155	△ 3,360,542
地方債の現在高	133,330,961	131,095,568	2,235,393
債務負担行為に基づく支出予定額	3,513,464	3,871,824	△ 358,360
公営企業債等繰入見込額	70,453,746	72,798,914	△ 2,345,168
組合負担等見込額	361,020	424,093	△ 63,073
退職手当負担見込額	23,444,290	24,219,559	△ 775,269
設立法人の負債額等負担見込額	1,310,132	3,364,197	△ 2,054,065
土地開発公社	1,310,132	3,364,197	△ 2,054,065
充当可能財源等 ②	217,551,759	217,366,171	185,588
充当可能基金額	32,951,708	32,866,710	84,998
充当可能特定歳入（※）	24,474,272	26,882,305	△ 2,408,033
うち都市計画税	21,508,193	22,630,170	△ 1,121,977
基準財政需要額算入見込額	160,125,779	157,617,156	2,508,623
①－② A	14,861,854	18,407,984	△ 3,546,130
標準財政規模 ③	90,677,945	88,924,514	1,753,431
算入公債費等の額 ④	16,151,301	15,017,595	1,133,706
③－④ B	74,526,644	73,906,919	619,725
将来負担比率 A / B	19.9%	24.9%	△5.0ポイント

（※） 充当可能特定歳入：都市計画税、国庫等支出金、市営住宅使用料のうち、元金償還金に充てることが見込まれる特定財源

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来支払うべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、確定した債務に基づき算定される。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む) -} \\ \quad (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の将来負担比率は 19.9%で、前年度に比較して 5.0 ポイント低下（改善）し、早期健全化基準の 350%を大きく下回っている。

これは主に、一般会計等の将来負担額が前年度に比較して 33 億 6,054 万円余減少したことによるものである。内訳を見ると、地方債の現在高が前年度に比較して 22 億 3,539 万円余増加したものの、公営企業債等繰入見込額及び設立法人の負債額等負担見込額がそれぞれ 23 億 4,516 万円余、20 億 5,406 万円余減少している。

将来負担額の 57.4%を占めている地方債の現在高は、プロジェクト事業の進ちよく等に伴う借入がピークを迎えつつある中、今後数年間は上昇傾向に推移することが見込まれている。市債の発行は計画的に行い、将来に過度な負担とならないよう留意されたい。

また、公営企業債等繰入見込額は、将来負担額の 30.3%を占めており、地方債の現在高に次いで高い割合である。地方公営企業法に定める経営の基本原則及び経費負担の原則に基づき、公営企業の繰入金は必要最小限とするなど、引き続き将来負担の軽減と健全な財政運営に努められたい。

また、将来負担額は、確定した債務に基づき算定されるため、平成 26 年 3 月公表の財政推計で見込んでいる平成 26 年度以降のプロジェクト事業などについては反映していない。更に、当年度長野市公共施設白書が作成され、公共施設全体の最適化の実現に向け、施設の量と質の見直しが進められる中でも、将来に渡り公共施設の改修・更新費用が必要となる。これから見込まれる将来負担額にも留意し、引き続き長期的視点に立った行財政運営に取り組まれたい。

審 查 資 料

一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年度 項目	単年度			3か年平均		増減 A-B	単年度 平成22年度
	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成23年度から平成25年度 A	平成22年度から平成24年度 B		
① 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等） （※1）	18,150,192	19,543,600	19,882,651	19,192,148	19,959,512	△ 767,364	20,452,286
② 準元利償還金	6,241,478	6,168,967	6,647,313	6,352,586	6,619,065	△ 266,479	7,040,914
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	7,217	2,406	12,589	△ 10,183	30,550
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	5,796,679	5,601,426	5,946,132	5,781,412	5,757,434	23,978	5,724,743
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	48,512	62,943	74,841	62,099	71,862	△ 9,763	77,801
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	396,287	504,598	619,123	506,669	777,180	△ 270,511	1,207,820
一時借入金の利子	0	0	0	0	0	0	0
③ 特定財源（※2）	4,153,084	3,980,285	4,214,141	4,115,837	4,106,712	9,125	4,125,711
④ 標準財政規模	90,677,945	88,924,514	89,441,971	89,681,477	89,269,478	411,999	89,441,948
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	16,151,301	15,017,595	14,884,347	15,351,081	14,928,988	422,093	14,885,021
⑥ 実質公債費比率 （単年度） （①+②）÷（③+⑤）	5.4%	9.0%	9.9%	8.1%	10.1%	△2.0	11.3%
実質公債費比率 （⑥ ÷ 3） （3か年平均）	8.1%						

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：公営住宅使用料等のうち、公債費の償還等に充当したもの

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく支出予定額		公営企業債等繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度
一般会計等	133,330,961	131,095,568	3,513,464	3,871,824					23,444,290	
一 般 会 計	133,166,726	130,920,761	3,513,464	3,871,824					23,444,290	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,538	17,620								
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	151,697	154,194								
授産施設特別会計	0	2,993								
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					178,120	245,667				
国民健康保険特別会計					9,733	11,164				
駐車場事業特別会計					168,387	234,503				
介護保険特別会計					0	0				
後期高齢者医療特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					70,275,626	72,553,247				
法適用企業					70,275,626	72,553,247				
水道事業会計					5,255,999	4,600,161				
下水道事業会計					57,824,049	60,228,905				
病院事業会計					6,658,101	7,197,645				
戸隠観光施設事業会計					537,477	526,536				
産業団地事業会計（宅地造成事業）					0	0				
法非適用企業					0	0				
飯綱高原スキー場事業特別会計					0	0				
鬼無里大岡観光施設事業特別会計					0	0				
一部事務組合等							361,020	424,093		
長野広域連合							0	0		
北信保健衛生施設組合							60,557	72,855		
千曲衛生施設組合							271,380	321,055		
須高行政事務組合							29,083	30,183		
土地開発公社										1,310,132
小 計	133,330,961	131,095,568	3,513,464	3,871,824	70,453,746	72,798,914	361,020	424,093	23,444,290	1,310,132
対前年度増減（25年度－24年度）	2,235,393		△ 358,360		△ 2,345,168		△ 63,073		△ 775,269	△ 2,054,065
将来負担額（25年度）	232,413,613									
前年比（25年度－24年度）	△ 3,360,542									

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名	充当可能基金額		
	平成25年度	平成24年度	対前年度 増減
財政調整基金	13,435,477	12,879,705	555,772
減債基金	4,045,031	4,023,801	21,230
庁舎整備基金	1,774,996	1,830,023	△ 55,027
市民病院建設基金	28,842	28,745	97
大学整備基金	1,382,328	1,375,040	7,288
市制90周年記念文化施設建設基金	2,265,613	2,289,410	△ 23,797
土地開発基金	1,040,844	1,037,118	3,726
都市デザイン基金	93,148	93,148	0
職員退職手当基金	3,576,009	3,745,432	△ 169,423
老人大学園設置運営基金	28,369	29,458	△ 1,089
ふれあい長寿社会福祉基金	915,596	978,195	△ 62,599
芸術文化振興基金	305,052	318,989	△ 13,937
スポーツ振興基金	1,451	27,814	△ 26,363
高額療養費貸付基金	10,000	9,725	275
防災基金	60,000	60,000	0
奨学基金	99,163	94,818	4,345
住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金	30,365	27,961	2,404
リサイクル基金	787,284	754,630	32,654
国際交流基金	90,372	91,076	△ 704
子供たちの国際交流基金	80,095	87,857	△ 7,762
子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	49,090	57,426	△ 8,336
都市緑化基金	266,870	299,486	△ 32,616
ふるさと応援基金	51,883	14,107	37,776
介護給付費準備基金	374,386	499,725	△ 125,339
特別会計国民健康保険支払準備基金	1,654,112	1,645,473	8,639
公共交通機関活性化基金	158,952	158,446	506
冬季競技振興基金	346,380	409,102	△ 62,722
合 計	32,951,708	32,866,710	84,998

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 25 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 6 月 27 日から 8 月 25 日まで

第 3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

区分	会計名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	H25-24年度 増減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	— (▲125.81%)	— (▲106.41%)	— (▲90.03%)	— (▲72.60%)	— (▲66.49%)	△19.40	20%
	下水道事業会計	— (▲89.46%)	— (▲92.66%)	— (▲94.79%)	— (▲87.57%)	— (▲79.03%)	3.20	20%
	病院事業会計	— (▲36.73%)	— (▲33.75%)	— (▲29.75%)	— (▲27.04%)	— (▲24.88%)	△2.98	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲5.56%)	— (▲1.04%)	— (▲0.58%)	— (▲2.51%)	— (▲2.72%)	△4.52	20%
	産業団地事業会計	— (▲25.68%)	— (▲26.85%)	— (▲39.71%)	— (▲13.88%)	— (▲15.75%)	1.17	20%
法 非 適 用 企 業	飯綱高原スキー場事業 特別会計	— (▲0.31%)	— (▲0.39%)	— (▲0.43%)	— (▲0.45%)	— (▲0.46%)	0.08	20%
	鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	— (▲0.27%)	— (▲0.25%)	— (▲0.19%)	— (▲0.25%)	— (▲0.18%)	△0.02	20%

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため、「—」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（）内に「▲」で併記した。

※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を 0 とする特例を考慮しない比率を併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。
なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、19ページから記載している。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \end{array} \right)$$

2 個別意見

平成 25 年度決算において、法適用企業及び法非適用企業ともに資金不足は生じていない。

翌年度（1 年以内）に償還する予定の企業債の額を流動負債に算入して、実質的な資金不足比率を計算すると、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の 3 会計において、資金不足は生じない。しかし、戸隠観光施設事業会計における実質的な資金不足比率は、前年度の 15.58%から悪化し 18.13%となり、更なる資金不足が生じている。

戸隠観光施設事業会計において、企業債元利償還金は、平成 30 年度までは増加する見込みであり、償還には今後も一般会計からの補助が予定されているため、一般会計の負担も注視する必要がある。また、平成 26 年度から指定管理協定が更新されたことに伴い、営業収益の大部分を占める施設貸付料が指定管理者の収支に影響される。営業収益の安定確保に向けた経営改善に努められたい。

審 查 資 料

資金不足額の状況（法適用企業）

（１）水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額（①-②+⑤-⑧）（※1）	▲ 7,649,231	▲ 6,218,378	△ 1,430,853
① 流動負債	941,386	1,008,364	△ 66,978
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	1,766,998	1,807,097	△ 40,099
④ 小計（①-②+③）	2,708,384	2,815,461	△ 107,077
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	8,590,617	7,226,742	1,363,875
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計（⑥-⑦）	8,590,617	7,226,742	1,363,875
事業の規模（⑨-⑩）	6,080,101	5,843,921	236,180
⑨ 営業収益	6,080,101	5,843,921	236,180
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— （▲125.81）	— （▲106.41）	△19.40 ^ポ イト
実質資金不足比率（※2） （（④+⑤-⑧）/事業の規模）*100	— （▲96.75）	— （▲75.48）	△21.27 ^ポ イト
流動比率（⑥/①）*100	912.5	716.7	195.8 ^ポ イト
実質流動比率（⑥/（①+③））*100（※4）	317.2	256.7	60.5 ^ポ イト

（２）下水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額（①-②+⑤-⑧）（※1）	▲ 6,775,609	▲ 6,953,421	177,812
① 流動負債	1,435,861	3,937,628	△ 2,501,767
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	6,297,770	6,160,968	136,802
④ 小計（①-②+③）	7,733,631	10,098,596	△ 2,364,965
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	8,211,470	10,891,049	△ 2,679,579
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計（⑥-⑦）	8,211,470	10,891,049	△ 2,679,579
事業の規模（⑨-⑩）	7,573,699	7,503,864	69,835
⑨ 営業収益	7,573,699	7,503,864	69,835
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— （▲89.46）	— （▲92.66）	3.20 ^ポ イト
実質資金不足比率（※2） （（④+⑤-⑧）/事業の規模）*100	— （▲6.31）	— （▲10.56）	4.25 ^ポ イト
流動比率（⑥/①）*100	571.9	276.6	295.3 ^ポ イト
実質流動比率（⑥/（①+③））*100（※4）	106.2	107.8	△1.6 ^ポ イト

(3) 病院事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②+⑤-⑧) (※1)	▲ 4,429,050	▲ 3,826,766	△ 602,284
① 流動負債	515,404	418,675	96,729
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	768,850	784,910	△ 16,060
④ 小計 (①-②+③)	1,284,254	1,203,585	80,669
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	4,944,454	4,245,441	699,013
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計 (⑥-⑦)	4,944,454	4,245,441	699,013
事業の規模 (⑨-⑩)	12,059,567	11,337,739	721,828
⑨ 営業収益 (医業収益)	12,059,567	11,337,739	721,828
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	1,788,222	2,072,701	△ 284,479
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲36.73)	— (▲33.75)	△2.98 ^ホ イト
実質資金不足比率 (※2) ((④+⑤-⑧) /事業の規模) *100	— (▲30.35)	— (▲26.83)	△3.52 ^ホ イト
流動比率 (⑥/①)*100	959.3	1,014.0	△54.7 ^ホ イト
実質流動比率 (⑥/ (①+③)) *100 (※4)	385.0	352.7	32.3 ^ホ イト

(4) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②+⑤-⑧) (※1)	▲ 14,995	▲ 2,891	△ 12,104
① 流動負債	2,862	5,135	△ 2,273
② 控除未払金等	0	0	0
③ 翌年度償還予定企業債	63,894	46,130	17,764
④ 小計 (①-②+③)	66,756	51,265	15,491
⑤ 算入地方債	0	0	0
⑥ 流動資産	17,857	8,026	9,831
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 小計 (⑥-⑦)	17,857	8,026	9,831
事業の規模 (⑨-⑩)	269,738	277,522	△ 7,784
⑨ 営業収益	269,738	277,522	△ 7,784
⑩ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	604,887	1,471,297	△ 866,410
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲5.56)	— (▲1.04)	△4.52 ^ホ イト
実質資金不足比率 ((④+⑤-⑧) /事業の規模) *100	18.13	15.58	2.55 ^ホ イト
流動比率 (⑥/①)*100	623.9	156.3	467.6 ^ホ イト
実質流動比率 (⑥/ (①+③)) *100 (※4)	26.7	15.7	11.0 ^ホ イト

(5) 産業団地事業会計

(宅地造成)

(単位 千円・%)

項目	年 度		
	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額 (①+②-⑤)	▲ 1,228,076	▲ 1,390,574	162,498
資金剰余額 (①+②-⑤+⑥) (※3)	0	0	0
① 流動負債	368,749	386,422	△ 17,673
② 算入地方債	0	0	0
③ 流動資産	1,953,639	2,117,808	△ 164,169
④ 土地評価差額	356,814	340,812	16,002
⑤ 小計 (③-④)	1,596,825	1,776,996	△ 180,171
⑥ 長期借入金	2,350,000	2,850,000	△ 500,000
事業の規模	4,783,029	5,178,562	△ 395,533
⑦ 資本・負債 (合計)	4,783,029	5,178,562	△ 395,533
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲25.68)	— (▲26.85)	1.17ポイント

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 参考として、資金不足比率及び実質資金不足比率の資金剰余の比率を「▲」で表示した。

(※3) 産業団地事業会計の資金剰余額については、宅地造成事業の算定の特例により一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を0とする。

(※4) 実質流動比率：実質的な資金不足額を把握するため、翌年度償還予定の企業債の額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算した。

資金不足額の状況（法非適用企業）

（１）飯綱高原スキー場事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額（①+②-⑤）（※1）	▲ 198	▲ 208	10
① 歳出額	95,512	95,164	348
② 算入地方債	0	0	0
③ 歳入額	95,710	95,372	338
④ 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
⑤ 小計（③-④）	95,710	95,372	338
事業の規模（⑥-⑦）	63,751	53,405	10,346
⑥ 営業収益に相当する収入額	63,751	53,405	10,346
⑦ 受託工事収益に相当する収入額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— （▲0.31）	— （▲0.39）	0.08ポイント

（２）鬼無里大岡観光施設事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成25年度	平成24年度	対前年度増減
資金不足額（①+②-⑤）（※1）	▲ 261	▲ 264	3
① 歳出額	80,923	64,816	16,107
② 算入地方債	0	0	0
③ 歳入額	81,184	65,080	16,104
④ 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
⑤ 小計（③-④）	81,184	65,080	16,104
事業の規模（⑥-⑦）	97,526	104,267	△ 6,741
⑥ 営業収益に相当する収入額	97,526	104,267	△ 6,741
⑦ 受託工事収益に相当する収入額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— （▲0.27）	— （▲0.25）	△0.02ポイント

（※1）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※2）参考として、資金不足比率の資金剰余の比率を「▲」で表示した。

【参考資料】

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

- 準元利償還金 : イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

- 将来負担額 : イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

○ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため
に起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(6) 標準財政規模

○ 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額 ＋ 普通地方交付税額 ＋ 地方譲与税額等

（総務省 地方公共団体の財政の健全化関係資料から抜粋）